久留米市公告第319号

ＪＲ久留米駅東西自由通路エレベーター・エスカレーター保守点検業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び久留米市契約事務規則（昭和５０年久留米市規則第９号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき公告する。

令和８年１１月10日

久留米市長　原口　新五

1　入札に付する事項

（１）業務名：ＪＲ久留米駅東西自由通路エレベーター・エスカレーター保守点検業務委託

（２）業務場所：久留米市　京町　地内

（３）業務内容：別紙「ＪＲ久留米駅東西自由通路エレベーター・エスカレーター保守点検業務委託　仕様書」のとおり

（４）履行期間：令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

（５）入札予定価格　　（税込）：￥４９，１７０，０００
　　入札書比較価格　（税抜）：￥４４，７００，０００

（６）最低制限価格　　（税込）：￥４４，７９５，３００
　　最低制限比較価格（税抜）：￥４０，７２３，０００

（７）支払条件：月払い

2　入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

（２）久留米市指名停止等措置要綱（平成６年久留米市庁達第６号）による指名停止措置を受けていないこと。

（３）国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。

（４）入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。

ア　久留米市内　県税及び市税並びに個人事業主にあっては国民健康保険料

イ　アを除く福岡県内　県税

（５）手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってそ

の役員が暴力団員でないこと。

（８）規則第１６条第３項に規定する有資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登載されている者であること。

（９）名簿に希望業種「建築物設備点検」で登載されている者であること。

３　契約条項を示す場所

１１　事務局

４　入札方法

郵便入札とする。

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

なお、入札説明会は実施しない。

（１）提出書類　　：ア．入札書

イ．入札参加資格確認申請書（第１号様式）

（２）提出期限　　：令和８年１１月２６日（木）１７時必着

（３）提出先（宛先）：１１　事務局

（４）郵送方法

① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

② 内封筒には、提出書類のうち、ア「入札書」を入れ、封筒表面に「入札書在中」と朱書きし、「業務名」を記入し封印する。封筒裏面には差出人の住所、商号（又は名称）、代表者の職名及び氏名、電話番号を記入する。

③ 外封筒には、②の内封筒及びイ「入札参加資格確認申請書」を入れ、封筒表面に「入札書及び入札参加資格確認申請書在中」と朱書きし、「業務名」を記入する。封筒裏面には差出人の住所、商号（又は名称）、代表者の職名及び氏名、電話番号を記入する。

④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

５　開札

（１）日時：令和８年１１月３０日（月）１０時００分

（２）場所：公園土木管理事務所２階　大会議室

（３）立会

入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち会わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

（４）落札候補者の決定

予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが２者以上ある場合は、

くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

（５）落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

６　入札説明会は実施しない。

７　入札保証金及び契約保証金に関する事項

（１）入札保証金：免除

（２）契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の１００分の１０以上を納めること。ただし、会計規則第１０５条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第２７条に該当する場合は免除する。

８　入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があって必要事項を確認できないとき

カ 入札書に入札者の記名押印がないとき

キ 同一の入札者が２以上の入札をしたとき

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

９　その他入札に関し必要な事項

（１） 仕様書等の入手場所

久留米市ホームページからダウンロードすること。

・仕様書

・入札書

・質問票

・入札参加資格確認申請書

（２）質問の受付期間及び受付場所

① 受付期間：公告日から令和８年１１月１３日（金）１７時まで

② 受付場所：１１　事務局

③ 質問の提出方法

質問事項を所定の様式（質問票）により作成し、FAX 又は電子メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

④ 質問に対する回答

令和８年１１月１７日（火）までに FAX 又は電子メールで回答する。また、必

要に応じて市ホームページで公開する。

（３）契約締結日

落札した者は、開札日から起算して６日以内に契約締結の手続きを行うこと。

１０　その他

（１）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。

（３）入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

（４）落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

（５）不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

（６）久留米市の各年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があったときは、この契約は解除されることがある。この場合において、落札者は、契約解除により生じた損害の賠償を久留米市に請求することができない。

（７）予算不成立の場合は、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

１１　問い合わせ先（事務局）

久留米市都市建設部公園土木管理事務所

住所：〒８３９－０８６２　久留米市野中町６２１－１８

電話：０９４２－２２－６１７７

FAX ：０９４２－２２－６１７８

電子メール：koudou@city.kurume.lg.jp